

平成 30 年（ 2018 年 ） 8 月

沖 縄 県 後 期 高 齢 者
医 療 広 域 連 合 議 会
第 2 回 定 例 会 会 議 録

8 月 17 日（ 金 ）

午 前 10 時 03 分 開 会

午 後 0 時 22 分 閉 会

(午前10時03分 開会)

○議長(宮城弘子)

これより平成30年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長(宮城弘子)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおります。

○議長(宮城弘子)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、15番、大浜安史議員、17番、比嘉武宏議員を指名いたします。

○議長(宮城弘子)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日8月17日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は8月17日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりであります。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

3番、吉田清尊議員、4番、新里嘉議員、5番、亀里敏郎議員、9番、崎元俊男議員、13番、仲宗根誠議員、21番、太田晃議員、23番、山城康弘議員から、本日は欠席する旨の届け出がありました。

次に、平成30年7月27日付で、与那原町、南風原町、八重瀬町選挙区選出の宮平正傳議員から、平成30年9月27日付で辞職したい旨、辞職願が提出されましたので、平成30年7月27日付で許可いたしました。

次に、7月27日付で、沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。

あわせて、平成29年度一般会計及び特別会計の主要施策の成果の説明も執行部より提出されてお

ります。議案書の113ページより添付していますので、お目通しをお願いいたします。

また、監査委員より、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合定例監査結果報告書及び平成29年12月分から平成30年5月分までの例月現金出納検査結果報告が提出されております。議案書の171ページより写しを添付していますので、後ほどご確認ください。

また、議会運営委員会委員長より、議会運営委員の継続中の継続審査の申し出が提出されていますので、後刻議題といたします。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より行政報告の申し入れがありますので、発言を許します。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

皆さん、おはようございます。

それでは、平成30年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

前回の議会が、今年2月9日に開催されておりますので、その日以降今日までの高齢者医療行政につきまして、概要をご報告いたします。

まず、平成29年2月定例会で議案提出し、可決されました「診療報酬返還等請求、訴えの提起」については、現在も裁判係争中であり、今後も診療報酬不正請求額に係る債権の回収に向け、裁判に臨んでいく所存でございます。

次に、4月1日に定期人事異動がございまして、構成市町村から8人の新規職員を受け入れまして、新体制で平成30年度をスタートさせております。

また、平成30年2月議会に議決されました第3次広域計画に基づき、今年度より5年間の後期高齢者医療制度の運営を構成市町村との連携を図りながら進めてまいりたいと思っております。

保健事業の実施につきましても、今年度は第2期保健事業実施計画の開始年度となっております。平成35年度までの6年間について、関係機関と連携し、被保険者の健康保持・増進及び健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

次に、5月10日に九州連合長会議が佐賀県佐賀市

において開催され、九州地区としての厚生労働大臣への要望事項等について協議がなされました。

次に、6月6日に全国後期高齢者医療広域連合長会議が東京で開催をされております。

九州地区を初め全国各地の協議会から出された要望事項、

- ・窓口負担の見直しについて現状維持に努めること。

- ・保険料軽減措置について、現行制度の維持と恒久化を検討すること。

- ・持続可能で安定した財政運営が可能となるよう十分な対策を講じること。

などの10項目を取りまとめまして、鈴木俊彦厚生労働省保険局局长へ、厚生労働大臣宛て要望書が手交されました。

最後に、平成29年度の決算状況についてですが、保険料の収納率につきましては、各市町村の徴収努力もありまして、平成29年度は99.09%と前年度よりも0.17ポイント向上いたしました。

また、医療費の総額としては、被保険者数が1.9%増加したことなどにより、平成28年度と比較して約35億6,000万円伸びております。

しかしながら、高齢者の1人当たりの医療費につきましては、0.35%の増加にとどまっており、このような状況から、特別会計の実質収支といたしましては、今年度も黒字を確保しております。

今後ともより一層気を引き締め、後期高齢者医療制度の安定的な運営のために努力をしてみたいと考えております。

議員の皆様にもご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上、今日までの広域連合の行政報告を申し上げます。

本日の定例会には、承認案件が1件、同意議案が2件、認定案件が2件、補正予算2件など、合計7件の議案を提出しております。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、行政報告といたします。よろしくお願ひします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第5、専決処分の報告及び承認

を求めることについて(沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約)。

地方自治法第179条第1項の規定により、沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成30年8月17日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

おはようございます。総務課長の嘉陽と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、承認第1号についてご説明いたします。議案書の1ページをお開きください。

3ページが専決処分書、5ページが改め文、7ページからが新旧対照表となっております。

沖縄県市町村総合事務組合の今回の規約の変更につきましては、加入団体の統合及び名称の変更のためであり、議決が必要でございましたが、議会を開く時間的余裕がないために、専決処分を行い、報告し承認を求めるものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(宮城弘子)

連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第6、同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任同意についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任同意について。

沖縄県後期高齢者医療広域連合の副連合長に下記の者を選任したいので、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名：仲間一（金武町長）。

平成30年8月17日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

それでは、同意議案第1号についてご説明いたします。議案書の11ページをお開きください。

平成30年4月16日付で、任期満了により沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長が失職いたしました。

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項により、沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任について議会の同意を得る必要がありますので、ご提案いたします。

なお、13ページ、14ページは履歴書等の資料となっておりますので、ご参照ください。

以上で説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終

結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第7、同意議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任同意についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

同意議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任同意について。

沖縄県後期高齢者医療広域連合の副連合長に下記の者を選任したいので、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名：照屋勉（与那原町長）。

平成30年8月17日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

それでは、同意議案第2号についてご説明いたします。議案書の15ページをお開きください。

平成30年5月1日付で、任期満了により沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長が失職いたしました。

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項により、沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任について議会の同意を得る必要がありますので、ご提案いたします。

なお、17ページ、18ページは履歴書等の資料となっておりますので、ご参照ください。

以上で説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第8、認定第1号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

認定第1号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成30年8月17日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

赤嶺則子会計室長。

○会計室長(赤嶺則子)

おはようございます。会計室長の赤嶺と申します。よろしくお願いたします。

認定第1号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明させていただきます。

この認定第1号は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算を、監査委員の審査意見を付して、議会の認定に付し、あわせて同条第5項の規定により、平成29年度における主要な施策の成果を説明する書類等を提出するものでございます。

別紙といたしまして、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要を、本日、差し替え分として配付しております。

予算科目の説明と前年度決算額との比較資料になっておりますので、決算書の確認の際にあわせてご覧ください。

議案書の、22ページ、23ページをご覧ください。

一般会計決算総括における収支実績は、予算現額2億7,587万6,000円に対しまして、収入済額は2億7,587万2,187円、支出済額が2億4,548万5,225円、歳入歳出差引残額は3,038万6,962円となっております。

初めに一般会計の歳入決算執行状況についてご説明いたします。

歳入決算の事項別明細書、32ページ、33ページをお開きください。参考資料では1ページ目になります。

1款、分担金及び負担金。市町村負担の共通経費の歳入科目となっております。調定額、収入済額ともに2億5,400万円でございます。

2款、国庫支出金。こちらは費目存置で、収入はございません。

3款、県支出金。こちらも費目存置で、収入はございません。

4款、財産収入。こちらも費目存置で、収入はございません。

5款、繰越金。平成28年度の収支残高の剰余金額を繰り越しています。調定額、収入済額ともに2,186万6,919円でした。

6款、諸収入。預金利子及び雑入の歳入科目となっております。調定額、収入済額ともに5,268円でした。

次のページ、34ページ、35ページをご覧ください。

一般会計歳入決算の合計は、調定額2億7,587万2,187円に対して、収入済額も同額の2億7,587万2,187円でした。

前年度と比較して1款の歳入額が増えていますが、これは平成29年度の予算作成時に、歳出見込額と合わせて市町村からの負担金を増額させていただいたためです。

予算現額に対する収納率は100パーセント、調定額に対する収納率も100パーセントでした。不納欠損額及び収入未済額についてはございません。

次に、議案書の38ページ、39ページをお開きください。参考資料では2ページ目になります。

一般会計歳出決算執行状況についてご説明いたします。

1款、議会費。予算現額342万7,000円に対しまして、支出済額は212万9,648円でした。

不用額は129万7,352円、9節旅費の84万2,460円と13節委託料の32万8,120円が主な不用額となっています。

2款、総務費。予算現額2億7,026万3,000円に対しまして、支出済額は2億4,335万5,577円です。

前年度と比較しての減額は、人事異動に係る給与や手当、共済費等の部分となっております。これは、3年ごとに入れ替わる広域連合への派遣職員の給与が、前年度と比較して低かったためです。

不用額は2,690万7,423円、そのうち2節の給料928万1,793円と、3節の職員手当752万2,456円、4節の共済費424万9,542円が主な不用額となっております。

次に、議案書の44ページ、45ページをご覧ください。

3款、公債費。こちらは費目存置で、支出はございません。

4款、予備費。予算現額218万5,000円で、支出及び充用はありません。

議会全員協議会の際にお配りした参考資料の説明の中で、この予備費の部分について、「流充用額はない」と誤って記載しておりましたので、本日、訂正した参考資料をお配りしております。申し訳ありませんでした。

実際には、「平成29年度の予備費からの支出及び充用額はない」が正しい表示になります。よろしく願いいたします。

一般会計歳出決算合計は、予算現額2億7,587万6,000円に対しまして、支出済額2億4,548万5,225円。翌年度への繰越額はなく、不用額は3,039万775円、そのうち大きなものは、2款総務費の2,690万7,423円でした。

予算の執行率は88.98%、歳入歳出差引残額は3,038万6,962円となっております。

そのほか付属調書といたしまして、48ページ以降に、実質収支に関する調書と、財産に関する調書を提出しております。

また、101ページから111ページには、監査委員による決算審査意見書と、113ページに一般会計主要施策の成果の説明を提出しております。これらの調書等とあわせてご査収いただき、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と会計室長より説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑がないようですので、これをもって質疑を結びます。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第9、認定第2号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

認定第2号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成30年8月17日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

赤嶺則子会計室長。

○会計室長(赤嶺則子)

認定第2号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定についてご説明させていただきます。

この認定第2号は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計の決算を、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付し、あわせて同条第5項の規定により、平成29年度における主要な施策の成果を説明する書類等を提出するものでございます。

特別会計の歳入歳出決算についてご説明いたします。

議案書の54ページ、55ページをご覧ください。

なお、参考資料では3ページ以降となっておりますので、あわせてご覧ください。

特別会計決算総括における収支実績は、予算現額1,474億3,401万5,000円に対しまして、収入済額は1,444億8,864万8,428円、支出済額は1,399億2,670万8,837円、歳入歳出差引残額は45億6,193万9,591円となっております。

特別会計歳入決算の執行状況についてご説明いたします。

歳入決算事項別明細書の64ページ、65ページをお開きください。

1款、市町村支出金。市町村拠出の事務費、療養給付費、市町村を通じて納付されます被保険者からの保険料及び低所得者等の保険料軽減分に係る県と市町村からの公費補てん分の歳入科目となっております。

調定額243億6,778万7,052円に対しまして、収入済額241億482万8,147円、不納欠損額は2目の保険料負担金の1,188万91円で、主に生活困窮及び被保険者死亡等が理由になっております。

収入未済額は、2目の被保険者保険料の2億7,624万7,931円、内訳は1節現年度分保険料で2億1,957万7,893円と2節滞納繰越分保険料の5,667万38円です。

還付未済額は2,516万9,117円ございまして、内訳は2目1節現年度分保険料の2,486万734円及び2目2節滞納繰越分保険料の30万8,383円でした。

2款、国庫支出金。こちらは、国庫分の療養給付費負担金や高額医療費負担金及び調整交付金、健康診査事業費等の補助金の歳入科目です。

調定額、収入済額ともに、454億4,741万9,453円でした。前年度と比較して1億円弱の減額になっております。

これは、1項の国庫負担金が1億6,000万円程度増額しましたが、2項の補助金のほうで2億5,000万円余り減額したためです。

次のページ、66ページ、67ページをご覧ください。

3款、県支出金。県分の療養給付費負担金及び高額医療費負担金、それから財政安定化基金交付金の費目存置としての歳入科目になっております。

調定額、収入済額ともに110億7,576万円8,826円、こちらも前年度と比較して5,000万円弱の減額でし

た。2項の財政安定化基金交付金は費目存置です。

次のページになります。68ページ、69ページをお開きください。

4款、支払基金交付金。国保や被用者保険などの現役世代が加入する医療保険者からの支援金を受け入れます。調定額、収入済額ともに574億1,663万5,000円、こちらは14億円余りの増額となりました。

5款、特別高額医療費共同事業交付金。こちらは、県内において著しく高額な医療費が発生した場合、その費用を全国の広域連合で支え合う制度です。国民健康保険中央会に負担金を拠出し、発生分に応じて国民健康保険中央会より交付されます。

調定額、収入済額ともに5,303万3,693円となっております。

6款、財産収入。保険給付費等準備基金の決算及び定期利息の歳入科目です。調定額、収入済額ともに54万9,351円でした。

前年度と比較して利息収入が減少しております。こちらは日本銀行のマイナス金利政策の影響で、指定金融機関での預入利率が下がったためでございます。

7款、寄附金。費目存置で収入はございません。

8款、繰入金。保険給付費等準備基金からの繰入金となっております。調定額、収入済額ともに5億7,444万8,000円でした。

9款、繰越金。平成28年度の収支差引残高の剰余金額となっております。調定額、収入済額ともに56億3,053万5,616円でした。

こちらの剰余金は、歳出8款の国・県や支払基金、市町村への償還金に充てられた後、6款の基金積立金と9款の予備費に充てられています。

議案書の70ページ、71ページをご覧ください。

10款、諸収入。被保険者からの延滞金や返納金並びに第三者納付金及び預金利息等となっております。調定額2億4,319万1,834円に対しまして、収入済額1億8,543万342円でした。

10款全体としての歳入は減額でした。減額の主な要因は、3項4目の第三者納付金が417万8,672円の減額であったこと、また5目被保険者からの返納金が522万8,111円増えた部分もございまして、

不納欠損額は3項5目返納金の77万4,007円、収

入未済額は5,698万7,485円で、その内訳は3項4目1節の第三者納付金で3,811万6,976円と3項5目1節の返納金1,887万509円です。

議案書は次の72ページ、73ページをお開きください。

特別会計歳入決算合計は、調定額1,448億936万8,825円に対しまして、収入済額は1,444億8,864万8,428円、歳入決算全体での増額のうち金額が大きなものは、1款の市町村支出金と4款の支払基金交付金、その合計で約28億円の増額でした。

対しまして、減額のうち金額が大きなものは、8款の繰入金と9款の繰越金で合計約8億円の減額となっております。

不納欠損額は1,265万4,098円で、うち滞納繰越分保険料が大部分を占め、その理由は生活困窮及び被保険者死亡等によるものとなっております。

収入未済額については、1款の被保険者保険料2億7,624万7,931円、10款3項4目の第三者納付金で3,811万6,976円、続いて5目の被保険者からの返納金1,887万509円、合計3億3,323万5,416円となっております。

還付未済額につきましては、1款1項2目の保険料市町村負担金と滞納繰越分保険料の合計で2,516万9,117円となっております。

なお、予算現額に対する収納率は98パーセント、調定額に対する収納率は99.78パーセントとなっております。

続きまして、特別会計歳出決算についてご説明いたします。

議案書の76ページ、77ページをご覧ください。参考資料は5ページからとなっております。

1款総務費。予算現額5億2,846万5,000円に対し、支出済額は4億7,704万5,242円、不用額は5,141万9,758円でした。1項1目13節委託料の3,432万6,098円、また14節使用料の484万9,689円が主な不用額となっております。

次に議案書の82ページ、83ページをご覧ください。

2款、保険給付費。国保連合会を經由して保険医療機関等への療養給付費、また被保険者への高額療養給付費の歳出科目となっております。

予算現額1,408億163万3,000円に対しまして、支出済額は1,344億8,807万4,114円、不用額が63億

1,355万8,886円となりました。不用額のうち1項1目の療養給付費だけで57億5,116万9,476円となっておりますが、2款保険給付費全体の執行率は95.52パーセントとなっております。

議案書の86ページ、87ページをご覧ください。

3款、県財政安定化基金拠出金。こちらは、保険料収納率が予定していたよりも著しく低くなった場合や、想定以上に給付費が膨らんだことで生じる財源不足を補うために、沖縄県に設置された基金への拠出金となっております。平成28年度と平成29年度につきましては、沖縄県との調整の中で積み上げ保留とすることとなり、費目存置となっております。

4款、特別高額医療費共同事業拠出金。こちらは、歳入5款にあります特別高額医療費共同事業交付金に対する事業費と事務費の拠出金で、国民健康保険中央会において金額が算出されます。

予算現額6,308万円に対しまして、支出済額は5,928万3,068円、不用額は379万6,932円となっております。

5款、保健事業費。被保険者の健康診査及び健康増進事業等に要した費用となっております。

予算現額3億9,041万8,000円に対しまして、支出済額は3億6,969万9,315円、不用額は2,071万8,685円、主な不用額としては、1目の健康診査費委託料で1,458万9,991円及び2目のその他健康保持増進負担金で401万8,454円がございました。

次に議案書の90ページ、91ページをご覧ください。

6款、基金積立金。保険給付費等準備基金への積立金となっております。保険給付費等準備基金とは、想定以上の保険の給付を要する事態になったとき、後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、当該不足額を補てんするための財源として設置されているものです。

予算現額11億91万7,000円に対しまして、支出済額は11億54万9,351円、毎年、前年度の剰余金を歳入9款で繰越金として受け入れ、歳出8款の償還金を除いた額の2分の1以上を積み立てしております。

7款、公債費。費目存置で支出はありません。

8款、諸支出金。国、県や市町村及び支払基金への償還金と被保険者への保険料還付金等の歳出科目となっております。

予算現額34億4,113万8,000円に対しまして、支出済額は34億3,205万7,747円、歳入の9款で前年度からの繰越金が減額していたため、1項2目の償還金の額も前年度より9,884万8,247円減っております。8款全体の不用額は、908万253円となっております。最後に92、93ページをご覧ください。

9款予備費。予算現額11億836万2,000円で、支出はございませんが、充用が2件で1,119万2,000円ございました。

特別会計歳出決算合計は、予算現額1,474億3,401万5,000円に対しまして、支出済額は1,399億2,670万8,837円、前年度より29億3,144万1,975円増額しております。

主な科目で、2款保険給付費の増額が30億8,553万4,596円に対し、6款基金積立金が8,737万71円、8款諸支出金1億215万3,757円が減額でした。

翌年度への繰越額はございません。

不用額は75億730万6,163円となっております。2款保険給付費の63億1,355万8,886円及び9款予備費の11億836万2,000円が大きな不用額となっております。

予算現額に対する執行率は94.91パーセント、歳入歳出差引残額は45億6,193万9,591円となっております。

そのほかの付属調書といたしまして、96ページに歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支に関する調書を提出しております。

その右側の97ページに財産に関する調書を提出、そのほか決算審査の際に提出いたしました基金の運用状況に関する調書を添付いたしました。

101ページからは、監査委員の決算審査意見書、117ページから特別会計主要施策の成果の説明を提出しております。

説明は以上です。あわせてご参照の上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(宮城弘子)

ただいま、連合長と会計室長より説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

休憩します。

これより10分間の休憩をいたします。11時より再開しますので、よろしくお願ひします。

(午前10時51分 休憩)

(午前11時 再開)

○議長(宮城弘子)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、日程第10、議案第9号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第9号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)。

平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,038万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,240万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月17日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

議案第9号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書の123ページをお開きください。126ページ、127ページをお願ひいたします

第1表歳入歳出予算補正でございます。

今回の補正は、歳入歳出ともに補正前の額 2 億 6,201万5,000円に3,038万6,000円を増額し、2 億 9,240万1,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

136ページ、137ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

5 款 1 項 1 目繰越金。3,038万6,000円を増額し、補正後の額を3,038万7,000円といたします。

こちらは、平成29年度一般会計歳入歳出決算認定の中で説明のありました歳入歳出差引額を、平成30年度一般会計において、前年度繰越金として増額補正を行うものでございます。

138ページ、139ページをお開きください。

歳出でございませぬ。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費に3,038万6,000円を増額し、補正後の額を2 億8,476万6,000円とします。

こちらは、歳入の前年度繰越金が構成市町村の負担金でありますことから、負担割合に応じて構成市町村へ償還金として支出するための補正でございませぬ。

説明は以上でございませぬ。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(宮城弘子)

ただいま、連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませぬか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第11、議案第10号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第10号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)。

平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46億5,681万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,471億1,147万9,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月17日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

議案第10号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書の141ページからとなっております。

144ページ、145ページをお願ひいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございませぬ。

今回の補正は、歳入歳出ともに補正前の額1,424億5,466万3,000円に46億5,681万6,000円を増額し、1,471億1,147万6,000円とするものでございませぬ。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

154ページ、155ページをお開きください。

歳入でございませぬ。

1 款、市町村支出金、1 項、市町村負担金、3 目、療養給付費負担金。943万7,000円増額し、109億4,663万9,000円といたします。こちらは、平成29年度の医療費の実績に基づき、追加で負担を求めめるものでございませぬ。

2 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、2 目、高額医療費負担金。1,754万9,000円を増額し、7 億3,640万8,000円といたします。こちらは平成29年度の高額医療費に対する国庫の追加負担分でございませぬ。

3 目、医療費適正化等推進事業費補助金。810万増額し、1,963万1,000円といたします。

こちらは、広域連合が市町村に医療費適正化等推進事業補助金として交付する事業に対して、補助されるものでございます。

3款、県支出金、1項、県負担金、2目、高額医療費負担金。5,979万2,000円を増額し、7億7,865万1,000円といたします。こちらは平成29年度分の高額医療費に対する県の追加負担分でございます。

9款1項1目、繰越金。45億6,193万8,000円増額し、45億6,193万9,000円といたします。

こちらは、平成29年度特別会計の決算により生じた歳入歳出差引額を、平成30年度特別会計において前年度繰越金として増額補正を行うものでございます。

156ページ、157ページをお開きください。

歳出でございます。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費4,748万2,000円増額し、5億3,274万5,000円といたします。こちらは平成29年度市町村共通経費の精算による償還金が主な内容となっております。

また、あんま・はり・きゅうの点検業務、保険者徴収に関する嘱託員・臨時職員に関する経費もあわせて計上してございます。

158ページ、159ページをお開きください。

2款、保険給付費、1項、療養諸費、1目、療養給付費。こちらにつきましては一般財源から市町村負担金への財源の変更でございます。予算額の増減はございません。

160ページ、161ページをお開きください。

2項、高額療養諸費、1目、高額療養費。こちらにつきましても、一般財源から国・県負担金への財源の変更でございます。予算額の増減はございません。

162ページ、163ページをお開きください。

5款、保健事業費、1項、健康保持増進事業費、2目その他健康保持増進費。810万円増額し、5,784万3,000円といたします。

こちらは医療費適正化等推進事業費補助金として市町村に交付するものでございます。

今回対象になってございますのは、糸満市、南風原町、八重瀬町でございます。

164ページ、165ページをお開きください。

6款1項1目、保険給付費等準備基金積立金。8

億5,000万円増額し、8億5,054万7,000円といたします。こちらは、前年度繰越金のうち、国、県、支払基金及び市町村へ精算金を償還した残額について、2分の1以上を基金に積み立てることとなっているため、保険給付費等準備基金へ積み立てるものでございます。

166ページ、167ページをお開きください。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、2目、償還金。28億2,143万8,000円を増額し、28億2,144万円といたします。こちらは、前年度繰越金より、国、県、支払基金等への精算のための償還金でございます。

168ページ、169ページをお開きください。

9款1項1目、予備費。9億2,979万6,000円増額し、9億4,304万3,000円といたします。

こちらは、前年度繰越金から精算による償還を行い、その残額の2分の1を基金に積み、残った部分につきましては不測の事態に備えて予備費として計上するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(宮城弘子)

ただいま、連合長と総務課長より説明が終わりしました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第12、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。

順次、発言を許します。

大石行英議員、登壇願います。

○大石行英議員

誇りある広域連合の議員の皆様、おはようございます。

そして、献身的に職務を日ごろから遂行して下さる当局の皆様、おはようございます。

それでは、私、大石行英、広域連合における最後の質問をさせていただきたいと思います。

西洋最高峰の哲学者と言われるプラトンの口癖は、常にありがたい、実にありがたいというのが口癖だったようです。一体何がありがたいのか。まず第1番目に、人間に生まれたことがありがたい。動物に生まれなかった。虫にも生まれなかった。そして第2点目に、アテネの市民に生まれたことがありがたい。3番目に、ソクラテスの弟子になれたことがありがたい。この3つを口癖にして常にプラトンは愉快であったと、このような本を読んだことがございました。

私は、この沖縄県を築いてこられた先人たち、後期高齢の先輩たちの、この献身的なこれまでの貢献に対し心から感謝と敬意を抱きながら、このたびの質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点目に、歯科健診事業についてでございます。

(1)近年、加齢とともに筋力や認知機能などが低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡などの危険性が高くなる、いわゆるフレイルの進行の前に、適切な介入、支援により、生活機能の維持向上を目指すフレイル予防が注目されているところであります。

よく噛み、よく食べることは、高齢者の健康維持のため大切である。口腔機能が低下すると、外出が減ったり、筋肉量の低下、また肺炎を起こすなど、フレイルをきっかけになりやすいとされている。これらの予防のため、定期的な歯科健診が重要となる。

平成28年度より広域連合において歯科健診事業を行っているが、対象地域が本島内の一部の市町村となっており、また定数も数百人ほどである。

今後、対象地域を離島市町村へ拡大することや、歯科健診を希望するすべての後期高齢者を対象とすることを検討しているかということでもあります。

(2)契約を各地区歯科医師会と行い、対象年齢等を調整することは可能かということでもあります。

(3)今後、介護予防事業等への活用や各地域包括センターとの連携を検討しているかということでもあります。

2点目に、高齢者の適切な服薬についてであります。

(1)高齢になると複数の病気を抱え、薬の種類や回数も増えてくる。その中には、同じような成分の薬や、飲み合わせがよくない薬が処方されていることもあると思われる。また、複数の薬の服用は副作用の危険性が高まるとされている。

広域連合では、高齢者の適切な服薬のため、どのような対策を行っているか。

(2)薬局で使用するお薬手帳について、利用率やその効果を把握しているか。

(3)都道府県において先進的な取り組みを行っている広域連合はあるかということでもあります。

以上、簡潔に質問要旨を述べさせていただきました。当局の誠意あるご答弁を望み、再質問については自席より行わせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(宮城弘子)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

皆さん、おはようございます。事業課の大城でございます。

大石議員のご質問1. 歯科健診事業(1)今後対象地域を離島市町村へ拡大することや、歯科健診を望むすべての後期高齢者を対象とすることを検討しているかについてお答えいたします。

大石議員のご指摘のフレイルとは、厚労省によりますと、高齢化に伴う筋力の低下などの身体的問題、認知機能障害やうつなどの精神的、心理的問題、独居や経済的困窮などの社会的問題を含む包括的な虚弱の概念として定義づけしております。

当広域連合では、フレイル予防の1つとして、平成28年度から口腔の健康を維持することにより、高齢者のいきいきライフを支え、人や社会の生活の質の向上を図り、健康寿命を延伸するというのを目的に歯科健診事業を実施しております。

当広域連合では、事業を開始した平成28年度から、事業委託先の沖縄県歯科医師会と調整を行いながら、歯科健診事業の重要性を周知する時期と捉え、平成28年からモデル地域という形で実施しております。

また、平成30年3月に作成した第2期保健事業実

施計画、いわゆるデータヘルス計画において、平成35年度には1,000人の受診という目標を掲げる中、平成28年度には107人、平成29年度には317人が受診し、年々拡大を図っているところでございます。

歯科健診事業については、希望するすべての後期高齢者が受診できるよう県内全域を対象として取り組んでいきたいと考えており、そのためには、沖縄県歯科医師会及び直接健診を実施する歯科医院との連携を深め、実施体制を整えていくことが重要であると考えています。

次に(2)契約を各地区歯科医師会と行い、対象年齢を調整することは可能かについてお答えいたします。

沖縄県歯科医師会は、所属する各地区歯科医師会や歯科医院との健診内容の調整を初め、健診結果の取りまとめなど、連絡体制が構築されているため、当広域連合としましては、沖縄県歯科医師会に委託することでより効果的に事業の展開が図られると考えております。したがって、各地区歯科医師会と個別に契約する予定はございません。

また、現在の歯科健診の対象としている75歳から79歳までの年齢については、沖縄県歯科医師会とも協議し、当事業以降も歯科健診へつなげる狙いもあり、設定するものであります。

また、75歳から79歳を対象年齢とはしておりますが、その中でも長期入院者や施設入所者、それから過去1年間で歯科医院で受診されている方々を除いた方を対象とすることで、対象者の絞り込みも図っております。

対象年齢の調整については、今後とも歯科健診事業を進める中において協議、調整を重ね、他県の情報なども得ながら検討したいと思っております。

次に、(3)今後、介護予防事業等への活用や各地域包括支援センターとの連携を検討しているかについてお答えします。

歯科健診を通して、フレイルを予防するために口腔機能を向上させることは、要介護状態を防ぐことや生活機能の維持、向上を図る上で重要なことであると認識しております。

現在のところ介護予防事業への活用や各市町村の地域包括支援センターとの連携は行っておりませんが、今後、歯科健診事業で得られた情報の提供を

初め、各市町村との効果的な連携方法を模索しながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、項目2.後期高齢者の適切な服薬について。

(1)広域連合では後期高齢者の適正な服薬のため、どのような対策を行っているかについてお答えします。

後期高齢者の適正な服薬については、リーフレット等で広く周知することや、健康相談や健康教室での服薬指導などが考えられます。

現在、後期高齢者健康長寿訪問指導事業を実施しておりますが、訪問指導の内容の一つに服薬等に関する指導が含まれており、訪問時に保健師及び看護師資格を有する指導員が、処方されている薬の内容の確認や副作用について説明するなど、服薬方法やお薬手帳の活用も含めた指導、相談を行っています。

次に(2)薬局で使用するお薬手帳について、利用率やその効果について把握しているかについてお答えします。

お薬手帳については、後期高齢者の多くの皆様が服薬する管理用手帳として活用されていると考えられますが、その利用率については把握はしておりません。

また、お薬手帳を活用する効果としては、先にご説明した訪問指導時において、薬の重複、薬同士の組み合わせ、自身に適合しない薬や、処方されているがほとんど服薬していない薬の確認などに効果があると認識しています。

今後とも、訪問指導や健康指導、相談時において、お薬手帳の活用効果についても説明していきたいと考えています。

次に(3)他都道府県において先進的な取り組みを行っている広域連合はあるかについてお答えします。

県外広域連合の取り組みについては、厚労省ホームページ等に事例として紹介されていますので、今後他県との連絡会議などを通して情報収集を行うなど、当広域連合の状況も踏まえながら、有効な取り組みについて検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長(宮城弘子)

大石行英議員。

○大石行英議員

ただいま当局の前向きなご答弁をいただきました。

それでは、再質問は歯科健診事業について絞って再質問させていただきたいと思っております。

厚生労働省の後期高齢医療連合における歯科健診についてという資料に、このようにございます。

被保険者の健康保持・増進及び疾病予防を促進するため実施している健康診査のほかに、歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化等の悪化、口腔機能低下による嚥下性肺炎等を予防するための歯科健診を実施する場合、平成26年度から国庫補助を実施している。歯科健診費用に対して補助を行っており、補助率は3分の1となっている。

なお、実施対象者及び検査項目は、各広域連合で設定している。

このように述べておきまして、先ほど当局から大変前向きな答弁の中で、全希望者を想定しているというご答弁をいただきました。

この歯科健診につきましては、後期高齢者の皆様の健康について極めて重要であると、私はこのように確信をいたしておきまして、もしかしたら、沖縄県長寿日本一を取り戻す大きな起爆剤になりはしないか、このようにも思っております。

この事業にどれだけ力を入れられるかということが、我が広域連合における使命であり、責務だと感じておりますが、この事業の重要性について、今一度ご見解を賜りたいと思っております。

○議長(宮城弘子)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

大石議員の再質問にお答えいたします。

大石議員のおっしゃられるとおり、当歯科健診事業はフレイル予防の一環ではございますが、その後の口腔機能の低下等に生ずる誤嚥性肺炎等の予防、特に疾病予防の防止という大きな項目もございまして。おっしゃられるように、大変重要な検査であるということは認識しております。

しかしながら、先ほども述べたように、この事業が平成28年度からの実施ということもございまして、今はまだモデル地域の形で実施していることもありますし、事業の周知がまだ浅い状況にあるというのが現状でございます。

今後とも委託先であります沖縄県歯科医師会と協議、調整を重ねながら、これから診察する歯科医院の同意も含めまして検討していきたいと思っております。

○議長(宮城弘子)

大石行英議員。

○大石行英議員

ただいまご説明をいただきましたけれども、今年度は平成30年、平成35年度において1,000人目標だというこの微々たる目標は、14万の後期高齢者いる中でわずかに1,000名という数字目標は、昔スズメの涙という歌を聞いたことがありましたけど、これはメジロの涙に匹敵するのかなというぐらい、あまりにも少なくてショックを受けております。

これが、沖縄県後期高齢者の14万人、この島を築いてきた高齢者の皆さんに対する思いであるとするならば、あまりにも切なく悲しい話であり、なぜこれほどの目標しか設定できないのかと。

では、全希望者の実施を予定しているということですが、この全希望者をどのようにして決定していくのか。10年後なのか、20年後なのか。

やっぱりここまで頑張ってきたら、この戦後沖縄を築いてきたお年寄りの方々を、来年からでも、この全希望者が受けられるという方向に持って行ってこそ、本当の意味で沖縄県の後期高齢者になってよかったと。プラトンじゃないですけども、この沖縄に生まれてよかった、沖縄県の後期高齢者になれてよかったという実感があるのであって、このメジロの涙に匹敵するような1,000人では、真の沖縄県の高齢者に尽くすという思いが全く感じられない。

私も400キロ離れた石垣島から、翼はないですけど飛んでまいりました。その思いで、先人にどう貢献するかということで訴えておりますので、具体的に、いつどのようにして、全希望者の方々がこの歯科健診を受けられるのかということを確認させていただきたいと思っております。

再度ご答弁を望みます。

○議長(宮城弘子)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

大石議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、大石議員のほうから14万5,000人ということで、後期高齢者すべての被保険者数と考えられる数字が上げられましたけども、本事業は75歳から79歳までの後期高齢者の方々を対象にしているということで、実際には5万人ほどの対象数でございます。

その中でも、先ほどご説明いたしましたように、長期入院者等でございますとか、前年1年間に歯科受診を受けられているという方々をその対象から省きまして、対象者をより絞った形で実施していきたいと思っております。

また、同事業につきましては、導入時から国からの健診事業費の補助金が3分の1、残りの3分の2は保険料で賄うという予定で開始していることもありますことから、特に効果があらわれる形での事業としていきたいと思っておりますので、当面は35年度、1,000人の受診を目標という中の取り組みを重視して取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長(宮城弘子)

大石行英議員。

○大石行英議員

当局、冒頭で全希望者の実施を考えているということをお述べられました。しかし、現実にはいろんな課題があるということでございますけれども、沖縄県の後期高齢者の皆さんが、この沖縄に生まれてよかったと、沖縄の後期高齢者になれてよかったということが、本当に心の底からそう叫べるような新たな未来を開いていくということでございますが、これはまさに後期高齢連合に課せられた、大きな大きな使命であります。この大きな志に向かって、どうビジョンを立てて進めていくか。

これはまた、島袋連合長ならではの熱い思いと志をぜひお聞かせいただきたいと思っておりますが、連合長いかがでしょうか。

○議長(宮城弘子)

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

大城事業課長からもご説明申し上げましたが、対象年齢等々も含めまして、沖縄県の健康長寿がだいぶ落ちたということで、沖縄県も含めましてこの件に取り組んでいるさなかであります。

そして、私ども後期高齢者医療広域連合も、先ほど事業課長からご説明申し上げましたとおり、できるならば、希望としては、理想としては全被保険者を対象にして事業を展開したいわけではありますが、現在のところ、現下沖縄県は医師不足、そして大石議員おっしゃるとおり島嶼県であります。島々がたくさんございます。

そういう中でいかに、医師不足の中で、医療体制を沖縄県医師会とともに、歯科医師会とともに、連携しながら35年度を目指して、その事業の試行的段階ということで捉えていただきたいということを、先ほども課長から説明がありましたが、その経験値を、実績値を、好事例を積み重ねて、その中で将来的な財源見通しも立てながら、被保険者の負担のないように、少ない事業の展開というものを、私どもは今後とも長期的に持続可能な対応ができるような展開を進めてまいりたいと考えているところであります。

現在でも1,000億円を超える大きな予算でございます。そういう中で、新たな被保険者の負担が増えるような形では、この医療広域連合そのものが、制度そのものが破綻しかねないということもあります。

そういった意味で、今後とも負担の少ない、そしてまた県歯科医師会の適切な指導も受けながら、後期高齢者の方々の健康的な今後の高寿命化を図っていただけらなと思うところでございます。

今後ともこの経験値をベースに、最適な事業の執行のあり方を模索しながら、また他広域連合とも事例の意見交換等も進めながら、財源の確保等につきましても、今国からは3分の1の助成金しかございません。残りの3分の2は被保険者の負担というふうになりますので、そこら辺の国への要請等も含めまして、持続可能な制度に持っていくための、フレイル防止にも大きな貢献ができるような形で進めてまいりたいと思っておりますので、今一度私どものこの事業に時間を与えていただきたいと思うところでございます。

以上でございます。

○議長(宮城弘子)

大石行英議員。

○大石行英議員

全希望者が受けられるという、この大いなる希望は、これから続く親愛なる連合の議員の皆さんに託すといたしまして、結びに、末永く沖縄県の後期高齢者の皆さんが末永く、そして健康で、そして長寿で、健やかでありますことを心から願いつつ、私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(宮城弘子)

これをもって大石行英議員の一般質問を終わります。

次に、前田千尋議員の一般質問を許します。

○前田千尋議員

皆さん、こんにちは。那覇市選出、前田千尋です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、保健事業費について伺います。

(1) 健診事業の実施状況を伺います。

(2) 歯科健診の実施状況を伺います。

さらに保険料についてお伺いいたします。

(1) 滞納者数、その人数、割合を伺います。

(2) 保険料の滞納理由について伺います。

(3) 後期高齢者医療制度の中には、75歳以上の高齢者以外に、65歳から74歳の障がいをお持ちの皆さんも対象となっております。その65歳から74歳の障がい者数とその滞納者数、人数、割合、収納率について伺います。

(4) 不能欠損が発生する原因と現状を伺います。

(5) 今後の特例軽減廃止に伴う県内での影響を改めてお伺いいたします。

残りの時間は自席にて、再質問、要望を行ってまいります。よろしくお願いいたします。

○議長(宮城弘子)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

前田議員のご質問1. 保健事業費について、(1) 健診事業の実施状況を問うについてお答えします。

後期高齢者の健康診査は、健康保持・増進及び生活習慣病の重症化予防と介護予防等を図るため、構成市町村との連携、協力により実施しています。

当広域連合は、島嶼県で医療資源が限られた地域もあることから、集団検診においては被保険者の利便性を考慮し、市町村の集団検診を活用しています。

また、個別健診については、沖縄県医師会との連

携もあり、高齢者が日ごろから受診しているかかりつけ医院で健診が可能となるよう県内の医療機関と契約を締結しています。

平成29年度の実施状況は、県内全41市町村で実施しており、対象者数が13万1,841人、うち受診者数4万3,371人で、受診率が32.9パーセントとなっております。前年度と比較して0.8パーセントの増加でございます。

また、全国平均28.8パーセントを4.1パーセント上回っている状況でございます。

続きまして、(2) 歯科健診事業の実施状況を問うについてお答えします。

歯科健診事業は、75歳から79歳の後期高齢者を対象に、平成28年度から沖縄県歯科医師会と連携して実施しており、県歯科医師会に所属する歯科医院において、歯、粘膜、顎関節等の状況診査、嚙む、飲み込む等の口腔機能を検査内容としています。

実施初年度となる平成28年度は、沖縄市、うるま市で8,874人を対象に受診案内を送付し、定員200人として取り組みをいたしました。最終的に受診者は107人となっております。

平成29年度においては、那覇市、浦添市で1万5,844人を対象に受診案内を送付し、300人を定員として実施したところ、結果317人が受診しております。

本年度は、名護市、宜野湾市、沖縄市、糸満市、南城市、豊見城市の8,300人を対象に500人を定員として実施する予定です。受診場所につきましては、対象市町村の歯科医院約100医院を予定しております。

○議長(宮城弘子)

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

皆さん、こんにちは。管理課長の富原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、前田議員の一般質問にお答えします。

質問事項2. 保険料についての(1) 滞納者数(人数・割合)と(2) 保険料の滞納理由については、関連しますので一括してお答えいたします。

平成29年度決算時における滞納者数は3,328人となっており、全被保険者に占める割合は2.3パーセントとなっております。

また、滞納となる理由につきましては、譲渡所得により前年度と比較して保険料が高額になり支払いが困難となる場合や、被保険者が死亡し相続人からの支払いがされない、居所不明により被保険者との接触ができない、生活困窮等により支払い困難などが主な理由となっております。

次に(3)65歳から74歳の障がい者と、その滞納者数(人数・割合)、収納率についてでございますが、後期高齢者医療制度では原則75歳以上の方が被保険者となりますが、65歳から74歳までの方で一定の障がいがある方については、ご本人の申請により加入することができるもので、加入後の脱退も可能となっております。

平成30年3月末現在の障がい認定者数は1,111人で、全被保険者に占める割合が0.8パーセントとなっております。

また、障がい認定者で、滞納がある人数や収納率につきましては、後期高齢者医療保険料の賦課・徴収業務を行うに当たり、75歳以上の被保険者と障がい認定による被保険者を区分して取り扱っていないことから、障がい認定者のみの収納率等の数値は把握しておりません。

参考として、5月末時点の短期被保険者証を発行している者のうち、74歳以下の障がい認定者数を調べたところ、212人中2人、割合にして0.9パーセントとなっております。

次に(4)不能欠損が発生する原因と現状についてお答えいたします。

後期高齢者医療の滞納保険料のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の定めにより、保険料を徴収する権利が消滅したものについて不能欠損処分を行っておりますが、その主な理由につきましては、死亡、生活困窮、生活保護、居所不明などとなっております。

また、平成29年度の不能欠損の現状として、不能欠損額は1,188万91円で、前年度と比較して623万1,490円の減、率にして34.4パーセントの減となっており、人数が293人、前年度と比較して88人の減、率にして23.1パーセントの減となっております。

次に(5)今後の軽減特例の廃止に伴う県内での影響についてお答えいたします。

所得の低い方への軽減と被扶養者だった方への

軽減につきましては、平成29年度より段階的に見直しがされております。

平成30年度の見直しの内容は、所得の低い方への所得割額軽減で、2割軽減から軽減なしへ、被扶養者だった方の軽減は、均等割額の軽減割合が7割から5割に見直されております。

ご質問の影響について、平成30年度に係る部分についてお答えいたします。

まず所得割軽減では、概算で1万5,690人、額にして7,266万9,894円の影響が見込まれます。

被扶養者軽減では、概算で5,335人、額にして5,168万5,480円の影響があるものと見込んでおり、合計で2万1,025人、1億2,435万5,374円となっております。以上です。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

ありがとうございます。

まず初めに、保健事業費について再質問を行いたいと思います。

先ほど歯科健診につきましては大石議員が行いまして、同じ思いだなと思っておりました。

後ほど再質問を行います。健診事業の実施について、全国よりも高い受診率になっていることはわかったのですけれども、引き続き多くの皆さんが安心して受けられるように、連携をとりながら頑張っていただきたいと思います。

そして、歯科健診についてですが、私も再質問をさせていただきます。

多くの皆さんが受診できるということが、やはり一番大きなことだと思うのですけれども、前回は浦添市、そして私も住んでおります那覇市で行って、対象者数1万5,000人余りのうち317人が受診だったということで、今モデル事業のような形だと思いますが、改めて多くの皆さんが受けられるような対象を広げること、必要だと思いますが、今年度どのようになっているのか、そして一度も受けられない人たちに受けていただくということが一番大きな問題だと思いますが、いかがお考えなのか、今後の新たな事業の内容でも改めてお答えいただきたいと思います。

○議長(宮城弘子)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

前田議員の再質問にお答えいたします。

歯科健診事業につきましては、平成30年度、先ほどもご説明いたしましたとおり、対象市町村が名護市、沖縄市、宜野湾市、糸満市、南城市、豊見城市の6市でございます。

対象者数は8,300人、今回は定員を500人として実施する予定でございます。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

やはり500人という枠は余りにも少ないのではないかなと思っております。

沖縄県が行っています健康おきなわ21や、さまざまなかでも、80歳になるまでに20本の自らの歯を保っていけるように、小さいころから歯と口腔の健康を守る取り組みというのがいよいよ行われてるわけですが、現在、後期高齢者の皆さんは、そういったことがないままと言いますか、この歳になって今の歯をどのように持っていくのか、さらに歯の中、口腔の中を保つことによって、死亡率が一番高いのが肺炎となっています。肺炎での死亡率との関連もあると思います。

現在、沖縄では、80歳で20本以上の自らの歯を保っている人たちは、全国の2分の1だそうです。

多くの市町村でも、今高齢者の皆さんが、こうした中で自らの歯で食べることを、楽しみや健康にとっても大変な事業だと思いますので、もう一度再質問させていただきませんが、私はモデルで今多くやっているとありますが、すべての離島を含めた市町村で、多くの高齢者、できればすべての高齢者が当たり前のようにこの歯科健診、実施が受けられるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(宮城弘子)

大城孝良事業課長。

○事業課長(大城孝良)

前田議員の再質問にお答えいたします。

当広域連合といたしましても、平成28年度からモデル事業の形式をとりながら実施しているところでございます。

今後とも委託先でございます沖縄歯科医師会と

協議、相談を重ねながら、より多くの後期高齢者の皆様が歯科健診を受診できるよう、受診体制の拡充、それから整備を進めていく中において実施していきたいと思っております。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

そして歯科健診事業、75歳以上の方しかないということですが、保険料のことも質問しましたが、65歳から74歳までの障がいをお持ちの方も後期高齢者の制度の一員となっております。そうした人たちの歯の健康を守るためにも、何らかの新しい事業が必要だと思いますので、検討をお願いしたいということで提案をいたします。

続きまして、保険料について再質問を行ってまいります。

滞納者数、保険料の滞納理由についても、やはり昨年よりも保険料が高額になって払えない、また死亡されて家族が払えない、生活困窮というのが主な理由だというのがわかりました。改めて、払えない保険料の額が浮き彫りになったのではないかと思います。

そして滞納者数も、3,300人を超える人たちがいる現状をこれからどのように改善をしていくのか、安心して医療と命が守られる制度にするためには、やはり保険料の減額なども含めた対策が必要だと考えております。

これは引き続き、特別軽減廃止に伴うところでの影響も含めたところで述べたいと思っておりますので、まずは3番の65歳から74歳の障がい者数と滞納者数を改めてお聞きいたしました。

1,111人の障がいをお持ちの皆さんが、この制度に加入されているという実態もわかりましたけれども、医療に携わる皆さんからは、障がいをお持ちの皆さんも困っていらっしゃるのではないかと、滞納の中にいるのではないのかという、実際にはそう実感するものがあるということがありました。

現在、区分として取り扱っておらず把握してないようですが、ぜひとも県の広域連合として、75歳以上の皆さんとは別に、この障がいをお持ちの皆さんの実態を把握できるように、資料としても出

していただきますようお願いしたいと思います
が、いかがでしょうか。

○議長(宮城弘子)

富原守友管理課長。

○管理課長(富原守友)

前田議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁したとおり、保険料の賦課・徴収業務につきましては、75歳以上の被保険者と障がい認定による被保険者を区分して取り扱っていないことから、徴収業務を行っている市町村におきましても、障がい者認定の滞納理由については、正確には把握していないものと思われま。

そういったことから、今後一般の方と障がい者の方がそういった区分をすることができるのか、市町村に今後確認してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

よろしくお願したいと思います。

なぜそれを言うかといいますと、医療に携わる皆さんから、区分をして、今ある医療制度の中でもどういった実態なのか詳しく見ること、この制度がそのままがいいのか、何か支援ができるのか、そうしたことを把握するのが広域連合の役割ではないのかという声もありましたので、お伝えしておきたいと思ひます。改善のほうをお願いたします。

そして、不能欠損が発生する原因、現状もわかりました。生活困窮の理由も主にあることもわかりました。

改善がされているとは言ひますけれども、293人がいる実態がありますので、ぜひこれを私は、やはり払えない保険料というのがそもそもあると思ひております。

平成29年度から行われた軽減特例の廃止を、連合長が当初から全国の連合長の皆さんと一緒に大臣のほうに要望する内容でも、引き続き軽減するよう求めていることは大変大きな役割だと思ひているところですけれども、そして沖縄県の広域連合が保険料を上げないようにしている努力も私はわかつているつもりです。

その辺は引き続きやっていたきながら、連合長、いかがでしょうか。広域連合の中でも、毎年毎年要望しながら、これ以上の保険料の値上げは困難であること、引き続き軽減特例は継続をしていただき、引き続き求めていたきたいと思ひますがいかがでしょうか。お答えいたきたいと思ひます。

○議長(宮城弘子)

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

国の軽減措置の廃止の動きにつきましては、私どもも危惧の念を持っているところでありまして、これは各県の連合長会議でも、このことについては統一の見解を持っているところでありま。

引き続き国のほうには、軽減措置の継続につきましては強く要請をしてまいりたいと思ひております。ありがとうございます。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

連合長、引き続き頑張つて、継続していただきますように、負担が大きくならないようお願いいたします。

最後に、連合長が当初今年度も黒字になるとありましたが、いくら黒字になるのか教えてください。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

前田議員の再質問のほうに、総務課のほうからお答えさせていただきますと思ひます。

先ほどの特別会計の決算認定の中でも、会計室長のほうからご説明があったところではございますが、議案書の96ページをお開きいたきたいと思ひます。

こちらのほうで歳入総額から歳出総額を差し引きました歳入歳出差引額、45億6,193万9,591円が、平成29年度の特別会計の黒字ということにはなつてございますが、その後にご説明をいたしましたが、30年度の特別会計の補正予算(1号)のほうで、実際にはこの45億が、この中身といたしましては、国、県、市町村へ償還しなければいけない財源というの含まれているものですから、実質的にはこれらを全部精算して残つたものが平成29年度の黒字

部分ということになるかというふうに思っております。

その償還を全部終えた後の差引額というのが黒字部分ということになりますけど、地方財政法のほうで、こういう精算等の償還を全部行ったものうち2分の1以上基金のほうに積むようにということで一応定められておりますので、今回、8億5,000万円を基金積立のほうに補正予算第1号で計上してございます。

あと残った部分については、2分の1につきましては、予備費ということで持ってございますので、そちらの合計額のほうが実質的な平成29年度決算の黒字部分ということになるかというふうに考えてございます。以上です。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

ちょっと明確じゃなかったかなと思うんですけども、最後時間もないと思いますが、それでは基金の総合計を教えてください。

○議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

○総務課長(嘉陽宗幸)

お答えいたします。

平成29年度末の基金残高につきましては、27億1,934万1,473円となっております。以上です。

○議長(宮城弘子)

前田千尋議員。

○前田千尋議員

わかりました。黒字会計であるということで、基金の積み立てが27億円以上というのもわかりました。

その中で今後は、意見書も出ていますけれども、ぜひ保険料が軽減できるような県独自の制度もいよいよ検討すべきかと思っておりますので、ご提案申し上げます。

この件につきましては、次回の議会の中でも質問していきたいと思っておりますけれども、これまで本議会でも30年の2月に、保険料の軽減特例の継続を求め声に応じて意見書が採択できた経過もありました。

沖縄県民、多くの高齢者の皆さんの命と健康を守

るためには、これ以上の負担増を強いることができないということは明らかだと思いますので、引き続き広域連合挙げてどのように軽減をしていくのか検討をお願いしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長(宮城弘子)

これをもって、前田千尋議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問はすべて終了しました。

休憩します。

(午後0時11分 休憩)

(午後0時11分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

続きまして、日程第13、これより討論・採決を行います。

○議長(宮城弘子)

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより、承認第1号について採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(宮城弘子)

同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任同意について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより、同意議案第1号について採決します。
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長(宮城弘子)

同意議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任同意について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより、同意議案第2号について採決します。
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長(宮城弘子)

認定第1号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより、認定第1号について採決します。
本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

○議長(宮城弘子)

認定第2号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

前田千尋議員。

○前田千尋議員

ただいま議題となっております認定第2号、平成29年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

これまでに申し上げましたとおり、後期高齢者医療制度自体、75歳になった途端、これまで加入していた公的医療保険から無理やり切り離される、別建ての医療保険制度に追い込まれる、さらに今後負担増が懸念される制度となっております。

制度として、特別軽減も引き続き行ってほしいという全国の連合長を踏まえて行うような制度のあり方自体がおかしいのではないかと思います。

ここでは決算になりますけれども、改めてこうした中で県内の高齢者の皆さんにおきましては、短期保険証の発行が5月31日時点でも212人、留め置きや未更新も含めると331人の皆さんがこうした通年の保険証を持っていない事態も浮き彫りとなっております。

そして、私の一般質問でも、不能欠損があるその理由には、払えないから、生活困窮というのが理由になっています。こうした中で、やはり高すぎる保険料があるというのが実態ではないでしょうか。

県の連合におきましても、こうした滞納者や短期保険証の皆さんの実態を軽減できるような施策をすべきだと思う立場から、反対をさせていただきます。以上です。

○議長(宮城弘子)

ほかに討論はありませんか。

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより、認定第2号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(宮城弘子)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

○議長(宮城弘子)

議案第9号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

これより議案第9号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

議案第10号、平成30年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

○議長(宮城弘子)

休憩します。

(午後0時20分 休憩)

(午後0時20分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

これより、議案第10号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中継続審査の申し出があります。

○議長(宮城弘子)

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

○議長(宮城弘子)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長(宮城弘子)

休憩します。

(午後0時21分 休憩)

(午後0時21分 再開)

○議長(宮城弘子)

再開します。

最後に、任期最後の定例会を閉会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

平成26年第3回臨時会におきまして、議長に就任させていただきました。年2回の定例会とは申しましても、県内高齢者の医療の問題、日常生活の問題等、高齢者医療に関する重要な事項を決定する議会の長として参画できましたことは非常に光栄

であり、誇りとするところであります。

これまでの4年間、議員並びに執行部、議会事務局の皆様のご協力のもと、無事議長としての責務を果たすことができましたことを、心より厚く御礼申し上げます。

今回の改選により18人が入れ替わりますが、議員各位、執行部の皆様のご健勝とご多幸を心より祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

本当に4カ年間ありがとうございました。

(拍手)

○議長(宮城弘子)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

○議長(宮城弘子)

これで、平成30年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後0時22分 閉会)